

議案第11号

富津市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

富津市火災予防条例の一部を改正する条例（令和7年富津市条例第31号）が施行されたことに伴い、林野火災に関する注意報が発令された場合における火入れの制限を行うことができるようとする等のため、条例の一部を改正するものである。

富津市火入れに関する条例の一部を改正する条例

富津市火入れに関する条例（昭和59年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「又は」を「が発表された場合又は富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）第29条の8に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報」を「場合、強風注意報が発表された場合又は林野火災注意報」に、「発令されたとき」を「発令された場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。